

公益性が認められる事業・領域の例

○民法（第34条）

- (1) 祭祀
- (2) 宗教
- (3) 慈善
- (4) 学術
- (5) 技芸
- (6) その他公益に関するもの

○特定公益増進法人（法人税法施行令第77条第1項第3号各項目を要約）

- (イ～ハ) 科学技術に関する試験研究の実施、研究者への助成又は知識及び思想の普及啓発
- (ニ) 複数の登録学術研究団体と連携して研究を行う人文科学研究法人
- (ホ) 人文科学に関する研究又は研究者への助成
- (ハ～リ) 学校における教育に対する助成、学生等に対する学資の支給等、学生等の学芸の教授研究に資するための宿泊研修施設の設置運営又は海外の留学生交流の実施
- (ヌ) 青少年に対する健全な社会教育
- (ル) 芸術の普及向上
- (ヲ) 文化財等の保存及び活用
- (ワ～カ) 博物館の振興、設置運営
- (ヨ～タ) 開発途上にある海外の地域に対する経済協力
- (レ～ソ) 海外における我が国についての理解の増進を図るための我が国の事情の紹介等又は増進を図るための事業者に対する助成
- (ツ) 指定都市の区域における国際交流のための施設の管理運営
- (ネ) 受刑者、少年院在院者等に対する篤志家による指導の推進
- (ナ) 貧困者の訴訟援助
- (ウ) 中国残留邦人の帰国の促進及び帰国後の生活の安定化
- (ム～ウ) 自然環境保全のため野生動植物の保護繁殖又はすぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用
- (イ) 国土緑化事業の推進
- (ノ) 覚せい剤その他の薬物の乱用の防止
- (オ) 暴力追放運動推進センター（全国、都道府県）
- (ク) 犯罪被害者等早期援助団体
- (ヤ) 水難に係る人命の救済
- (マ) レクリエーション活動の総合的な普及振興及びレクリエーション活動を行う他の団体に対する支援
- (ケ) 盲導犬の訓練
- (フ) 福祉用具の研究開発及び普及の促進
- (コ～エ) 障害者雇用支援センター又は障害者の雇用の促進及び継続に資する業務の実施
- (セ) 障害者スポーツ活動の普及振興、支援
- (ア) 高齢者の雇用の安定

○特定非営利活動促進法（特定非営利活動）

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)環境の保全を図る活動
- (6)災害救援活動
- (7)地域安全活動
- (8)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9)国際協力の活動
- (10)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11)子どもの健全育成を図る活動
- (12)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

○米国 内国歳入法第501条 (c) (3) (Charitable Organization)

- (1)宗教
- (2)慈善
- (3)科学
- (4)公共安全の検査
- (5)文学
- (6)教育
- (7)国内・国際的なアマチュアスポーツ競技の促進
- (8)児童及び動物の虐待防止

○英国（イングランド・ウェールズ） 1601 年公益ユース法（Statute of Charitable Uses）前文（Charity の精神）

- (1)高齢者、虚弱者及び貧困者の救済
- (2)傷病兵士、学校、大学生への援助、
- (3)橋、港、道路、教会、堤防、幹線道路の補修
- (4)孤児の教育及び就職
- (5)矯正施設の維持援助
- (6)貧民女子の結婚
- (7)年少の労働者等の援助
- (8)囚人、捕虜の救済
- (9)生活困窮者の租税支払いの援助

○英国（イングランド・ウェールズ） 1891 年ペムセル判決（Charity 目的）

- (1)貧困の解消
- (2)宗教の振興
- (3)教育の振興
- (4)その他

○独国（租税通則法第51条、第52条）

- ・団体の活動目的が「公益目的」「慈善目的」「教会目的」のいずれかでなければならない。
- ・「公益目的」は「物質的、精神的又は習俗的領域において、自己の利益を図ることなく、一般の利益の増進を図ること」とされている。具体的内容は以下の4つのグループ。
 - ・ 学術研究、教育、文化、宗教、国際交流、開発援助、環境保全、景観、記念物保護、地域の歴史・伝承研究
 - ・ 青少年保護、高齢者保護、公衆衛生、福祉、アマチュアスポーツ
民主主義の促進
 - ・ 動物愛護、植物保護、ガーデニング、祭礼、地方伝統文化、兵士・予備役の世話、アマチュア無線、模型飛行機 など

営利競合事業について

「営利競合事業」とは、公益法人の設立許可及び指導監督基準上「事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合」を指すもの。

他方、法人税法には「収益事業」という概念が用いられているが、これは「営利競合事業」に非常に近いといえるのではないか。

○法人税法上の収益事業

- ・ 法人税法では公益法人等については、収益事業を営む場合に限り納税義務があるとし（第4条）、収益事業から生じた所得以外の所得には法人税を課さない（第7条）としている。
- ・ これは、「現行税法上、収益事業として特掲されている事業は、いずれも一般私企業との競合関係の有無や課税上の公平の維持など、専ら税制固有の理由から収益事業として規定されている」（法人税法基本通達逐条解説）という
- ・ 法人税法には、収益事業について以下の通り具体的に規定されている。

「（収益事業とは）販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。」（法法2十三）

「1.物品販売業、2.不動産販売業、3.金銭貸付業、4.物品貸付業、5.不動産貸付業、6.製造業、7.通信業、8.運送業、9.倉庫業、10.請負業、11.印刷業、12.出版業、13.写真業、14.席貸業、15.旅館業、16.料理店業その他の飲食店業、17.周旋業、18.代理業、19.仲立業、20.問屋業、21.鉱業、22.土石採取業、23.浴場業、24.理容業、25.美容業、26.興行業、27.遊技所業、28.遊覧所業、29.医療保健業、30.技芸教授業、31.駐車場業、32.信用保証業、33.無体財産権の提供等」（法令5）

仮に、営利競合事業を基準として定める場合には、基本的には、法人税法上の収益事業をベースに、必要に応じ業種を追加するといったアプローチが考えられるのではないか。

（その場合には、「10.請負業」のような範囲の不明確なもの見直しや、業種の統合等を行うこととしてはどうか。）

「営利競合」について（日本及び諸外国における取扱い）							
公益法人	認定NPOの要件	NPO法人の要件	米国	英国（イングランド・ウェールズ）	ドイツ	フランス	留意点
導監督基準の運用指針には「社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。」 とされている他、指導監督基準では収益事業は付随的な活動として行うことは認められていること、収益事業の支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめることとされている			501C該当団体は、本来事業・関連収益事業から生じた所得について免税。非関連収益事業から生じた所得に対しては一般の法人税率で課税。	・営利活動を目的とする者の登録は認めない。 ・チャリティ目的に合致する関連収益事業は実施可能。		・団体経営が利益追求を目的とし、報酬、給与又は明確な利益が経営者又は第三者に支払われている場合 かつ ・団体が営利企業の営む活動を展開し、同様な顧客を対象とし、同様な価格設定をし、商業を行う場合 には営利活動とみなされる可能性がある。	・公益目的を直接遂行する事業ではなく、付随事業である場合とをきちんと区別できるか。また、付随事業といいながら事業比率が高いものについてはどうか。 ・営利競合事業を具体的にどのように規定するか。税制上の収益事業33業種との兼ね合いをどうとるか。

公益性が認められる事業・領域についての国際対比

公益法人	N P O	特定公益増進法人	アメリカ		イギリス（イングランド・ウェール	ドイツ	
			法律	※慈善の内訳		団体の目的	※公益目的の内訳
・祭祀							・祭礼
・宗教			・宗教	・宗教の振興	・宗教振興	・教会支援目的	・宗教
・慈善	・保健、医療又は福祉の増進	・矯正指導の推進（受刑者等の指導推進、覚せい剤等濫用防止等） ・貧困者の訴訟援助 ・障害者の雇用促進 ・高齢者の雇用安定 ・福祉用具の研究開発 ・盲導犬の訓練 ・障害者の雇用促進及びスポーツ活動振興	・慈善（※）	・貧困者、困窮者、又は恵まれない人たちの救済 ・社会的福利の増進	・矯正施設の維持援助 ・囚人、捕虜の救済、釈放 ・貧困救済 ・孤児の教育及び就職 ・貧民女子の結婚 ・年少の労働者等の援助 ・生活困窮者の租税支払いの援助 ・高齢者、虚弱者及び貧困者の救済 ・傷病兵士への援助	・慈善目的	・高齢者保護 ・公衆衛生 ・福祉
・学術	・社会教育の推進 ・文化・芸術の振興	・学術の振興（人文科学研究助成、学校教育助成等） ・芸術の普及向上 ・博物館の振興、設置運営 ・文化財等の保存及び活用	・教育 ・文学	・教育又は科学の振興 ・公立の建物、記念碑、又は作品の建造又は維持	・教育振興		・学術研究 ・教育 ・文化 ・地方伝統文化 ・地域の歴史・伝承研究
・技芸		・科学技術関係	・科学				
・その他						・公益目的（※）	
	・スポーツの振興	・レクリエーションの普及、支援	・アマチュアスポーツ競技の助成				・アマチュアスポーツ
	・人権の擁護又は平和の推進	・中国残留邦人の帰国促進、生活の安定化		・偏見や差別の除去 ・法律により保障された人権及び公民権の防御	・近隣の緊張の緩和		
	・地域安全 ・子どもの健全育成	・水難に係る人命救済 ・暴力追放運動推進センター ・青少年に対する健全な社会教育	・児童・動物に対する虐待の防止	・地域社会の劣化及び青少年犯罪の防止	・地域社会への有益な目的 ・学生、大学生への援助		・青少年保護 ・動物愛護
	・まちづくりの推進				・橋、港、道路、教会、堤防、幹線道路の補修		・開発援助
	・環境の保全	・野生動植物の保護繁殖又は自然環境の保存活用 ・国土緑化事業の推進					・環境保全 ・景観 ・記念物保護 ・植物保護
	・災害救援						
	・国際協力	・海外留学生交流の実施 ・開発途上地域への経済協力 ・指定都市での国際交流のための施設運営等 ・海外でのわが国の理解増進					・国際交流
	・男女共同参画社会の形成の促進						
	・前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助						
			・公共安全の検査				
				・政府の負担軽減			
							・兵士、予備役の世話
							・民主主義の促進

事業活動（実績）

・ 本来的基準と考えられるもの

判断項目	考え方	参考						評価・留意点	
		公益法人	認定NPOの要件	NPO法人の要件	米国	英国（イングランド・ウェールズ）	ドイツ		フランス
公益事業占率	・公益性があると認められる法人は、事業は概ね「公益的事業」で占められているべきではないか。 ・とすれば、「事業」自体の公益性判断を行った上で、少なくとも法人の行った事業における公益事業の占率が付随事業を上回っていることを基準としてはどうか。	<指導監督基準> 公益事業の支出は総支出の1／2以上。	特定非営利活動事業費が総事業費の80％以上。		<刊行物557> 501(c)3団体が、完全に、目的（慈善、宗教など）のないし複数のために組織され、もっぱらその目的で運営されること。（→いわゆる収益を目的とする事業活動については、それが法人の活動の「相当部分」でない場合には行うことができると理解。）				・事業規模を捉えるのに相応な指標は何か。
付随事業の公益事業への提供	・付随事業を行うことが認められるとしても、それは本来事業の遂行に資するためのものであるべきではないか。 ・とすれば、付随事業で得た利益の一定割合を本来事業（公益事業）に供していることを基準としてはどうか。	<指導監督基準> 収益事業の利益はその1／2以上を公益事業に使用すること。		(実績基準ではないが、NPO法にはその収益を特定非営利活動に係る事業に充てるため、収益事業を行うことができる とされている。)	<刊行物557> 501(c)3団体が、完全に、目的（慈善、宗教など）のないし複数のために組織され、もっぱらその目的で運営されること。（→いわゆる収益を目的とする事業活動については、それが法人の活動の「相当部分」であっても、それが免税目的促進のために奉仕する活動であれば行うことができる ことがあると理解。） <IRC4942> 私的財団が総資産の5％以上を公益事業に支出していない場合その金額の15％に課税。		非関連収益事業の比率が高まり、収益が本来事業に還元されないようになってしまうと、税制優遇措置を剥奪し、本来事業や関連収益事業からの収益にも課税する場合がある。		

・ 付随的・確認的・政策的基準と考えられるもの

寄附の使途	・ 寄附が、法人の掲げた公益事業目的遂行のために確実に使われることを担保するべきではないか。 ・ とすれば、寄附で得た資金の一定割合を公益事業に供していることを基準としてどうか。		特定非営利活動事業費が受入寄附金総額の70％以上。						・ 単年度の寄附収入は予測しにくいため、当該年度で本来事業に供するのは限界があるのではないか。
内部留保占率	・ 内部留保が公益事業の適正かつ継続的な実施に必要な程度を超える場合には、資金が十分に公益事業に供給されていなかったことになるのではないか。 ・ とすれば、内部留保を公益事業の適正かつ継続的な実施に必要な程度に制限することを基準としてどうか。	<指導監督基準の運用指針> 内部留保比率が1事業年度の事業費、管理費、固定資産取得費の30％以下であることが望ましい。			「不合理な留保所得」が免税資格承認の取消しになった。（1950年歳入法：日本の公益法人課税法の構造（石村耕治 著））				・ 公益活動を行った結果、内部留保が生じたとしても、その利益は、積極的に不特定多数の者の利益の実現のために充当されるべきであり、不要な「たまり」は本来の公益目的に合致しない。 ・ 法人の自主性、自律性を損ねるのではないか。内部留保が高いことは法人の財務内容としては評価できるとも考えられる。
人件費等占率	・ 管理費が支出の多くを占めている場合、資金が十分に公益事業に供給されていなかったことになるのではないか。 ・ とすれば、人件費等管理費の支出総額に占める割合を制限することを基準としてどうか。また、人件費に限らず、フリンジ・ベネフィット（役員・従業員への給与以外の経済的利益）のように間接的に利益分配が行われているものも、判断の対象としてどうか。	<指導監督基準> 管理費の総支出に占める割合は1／2以下。			501(c)3団体については、その役職員として得た報酬が過大と認められる場合や私的流用が認められる場合、返還請求並びにペナルティ課税(25%)がなされる。				・ 有能な役職員を高報酬で採用することは、法人の公益活動遂行上有効とも考えられる。
共益活動実績	・ 受益者が構成員等の特定の者に限定される共益事業が法人の活動の多くを占めるような場合、公益活動が十分に実施されたとはいえないのではないか。 ・ とすれば、共益的活動の占める割合（事業費ベース、従業者の活動時間数ベース等）を制限することを基準としてどうか。		事業活動の50％以上が次に掲げるいずれの活動にも該当しないこと。 ・ 会員等に対する資産の譲渡等会員等が対象である活動。 ・ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動。 ・ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発等の活動。 ・ 特定の者の意に反した活動。					構成員の個別利益ではなく、明確に一般利益を目的としていなければならないこと。（明文で定義されたものではない。）	・ 事前チェックで共益目的での設立を排除したり、理事構成に制限がかかればそれで十分ではないか。
パブリックサポートテスト	・ 国民が法人の活動に公益性を認めた結果、寄附が行われているものと理解できるのではないか。 ・ とすれば、一定水準の寄附が寄せられていることを基準としてどうか。		受入寄附金総額が総収入金額の1／3以上。		<内国歳入法> 各事業年度の出えん受入額の1／3以上を政府機関又は一般から間接的及び直接的に得ていること。（509(a)1)				・ 作爲的に操作するのは困難であり、客観性が高いと考えられる。 ・ 法人の公益事業自体とは直接関係がない。 ・ 世間一般に知られていない事業については寄附は期待できないのではないか。 ・ 寄附実績が低い現状でこの項目を達成する法人は相当限定されるのではないか。

公益性を有する法人に必要な規律
・本来的基準と考えられるもの

判断項目	考え方	参考							評価・留意点
		公益法人	認定NPOの要件	NPO法人の要件	米国	英国（インケラット・ウェルズ）	ドイツ	フランス	
残余財産の分配禁止	・法人の解散時に構成員に対し残余財産を分配することが可能とすると、法人が公益活動を怠り、残余財産分配のための内部留保を蓄積することになる恐れがあるのではないか。 ・「公益性を有する法人」として形成した資産は、解散時であっても構成員に分配されるべきではない。 ・とすれば、解散時の残余財産を構成員に対して分配してはならないことを基準としてはどうか。	<民法> ①定款又は寄附行為で指定した者に帰属（72 I）。 ②理事は主務官庁の許可を得て当該法人の目的に類似の目的のために処分（72 II）。 ③国庫に帰属（72III）。		<NPO法> ①定款で定められた帰属先に帰属(32 I)。 ②清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡(32 II)。 ③国庫に帰属(32III)。	<刊行物557> ・団体の資産は恒常的に免税対象目的に向けられていなければならない。つまり、 <u>団体が解散した場合、その資産は本章に述べる免税目的に、又は連邦政府、又は州又は地方政府に、公益目的で配分されなければならない</u> 。資産が会員又は私的個人又はその他の目的で配分しうる場合には、組織形態基準は満たされたとはいえない。	・定款に残余財産分配禁止を記載するよう指導。 ・解散時には、目的の近い団体を選んで財産を委譲。譲渡先を決められない場合、委員会が候補団体を選挙することができるが、最終判断は団体側。（法人の資産がゼロとなった証明書を添えた上でチャリティ委員会への申請が必要。）	<租税通則法> ・構成員は脱退又は団体の解散に際しては、出資した額又は出資した財産の出資時の価値以上の返還を受けることができない（実際の運営では、一切返還は認められていない模様）こと。 ・団体の解散等に際しては、構成員の出資額を超える残余財産は、優遇税制を受けられる他の目的にのみ使用することができること。	・残余財産は定款又は総会での議決事項に従い、帰属を定める。会員同士で分かちあうことはできない。ただし、会員の出資の取り戻しはできる。	法人の解散時に構成員に対し残余財産の分配を可能とすると、法人が公益活動を怠り、残余財産分配のための内部留保を蓄積することになる恐れがある。現行制度上も、諸外国においても制限している。
暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと	・本制度の悪用を防止する必要があるのではないか。 ・とすれば暴力団関係の参入を適正に事前規制するべきではないか。			<NPO法> 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないことが認定要件の一つとなっている。					法人格取得時点の要件ではないか。

・付随的・確認的・政策的基準と考えられるもの

宗教活動・政治活動の禁止又は制限	・宗教活動については、宗教法人法が民法の特別法として別途定められており、また政治活動については、政治資金規正法には法人格のない政治団体が規定されていることから、各々の体系で行われるべきではないか。 ・とすれば、宗教活動・政治活動を法人の事業や目的として掲げないことを基準とするべきではないか。（NPO法の考え方）		宗教活動・政治活動・特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。	<NPO法> ①特定の個人又は法人その他の利益を目的とした事業を行わないこと。 ②特定の政党のために利用しないこと。	<内国歳入法> 消極要件として以下が掲げられている。 ・政治的ロビイングが、その団体の実質的活動となっていないこと。 ・公職選挙活動をしてはならないこと。	・特定の宗教の利益を図る等公共の利益が明白に認められない団体はチャリティとして認めない。 ・政治的目的を掲げる団体はチャリティとして認めない（チャリティ目的遂行のため一定限の政治的手法を行使することは可能）。	<租税通則法> 公益性が認められる目的として「教会支援目的」があり、これは宗教活動の普及や牧師の育成の支援などを指している。（政治活動については、特に規定はないが、「教会支援目的」「慈善目的」「公益目的」の一つ又は複数の目的事業に専念すること（専一性）を要件としており、政治活動の認められる余地はない模様。また、法人の財産を政党・政治団体への寄附等に用いることは禁止されている。）	・宗教的目的をもつ団体、政治的目的を持つ団体、同業組合に関する団体は公益性が認められない。 ・宗教については、例えば、カトリックの団体が純粹に布教活動をしている場合は公益性が認められないが、カトリック信仰の精神に基づき、飢えている人に食事を与えるなどの活動をしている場合は、その活動の恩恵がカトリックの信者だけでなく誰にでも及ぶ可能性があるため、それは公益性とみなされる。	・諸外国においても、少なくとも政治活動を法人の事業や目的として掲げないことは基準とされている。
共益目的の禁止又は制限	・受益者が構成員等の特定の者に限定される共益事業を法人が行うことができるとすると、共益事業が公益活動を圧迫し、公益活動の実施が阻害される恐れがあるのではないか。 ・とすれば、こうした共益事業については、法人の目的や事業として掲げること禁止するか、主たる事業としないよう制限するべきではないか。	<指導監督基準> 次のようなものは、公益法人として適当ではない。 ①同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの ②特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの ③後援会等特定個人の精神的利益を主たる目的とするもの			<加州非営利法人法> ・非営利であること、公益・慈善（一方又は双方）目的実現のため設立されることを定款に記載するよう法律上強制される。 ・活動目的の変更には事前に司法長官の承認が必要。	・共益目的の者の登録は認めない（公益か共益かの線引きは判例に基づき決定）。	<租税通則法> 税制優遇上、団体の活動目的は「公益目的」「慈善目的」「教会目的」に限定されており、また、それらの目的以外の活動は禁止されている。	共益的団体（クラブや友の会など）は公益性を認めない。	・公益といえない活動を予め排除できる。 ・実績（ex,事業活動の1／2以上が会員等に対する資産譲渡や会員を対象とした活動でないこと）でみれば十分ではないか。 ・社員、会員の入会要件に特別な制限を設けている場合にも留意が必要。
役員報酬等の制限	・役員の報酬が多額になれば事実上の利益分配となりかねず、公益事業の執行を妨げる可能性もあるのではないか。また、社会全般の利益の実現を目指す法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならないのではないか。 ・とすれば、報酬を得る役員の割合を規定することや、水準に上限を設けること等を基準としてはどうか。 ・法人税法においては、実質的な財産分配による租税回避を防止する観点から、法人が支給する役員報酬の他、役員の特殊関係使用人（親族、事実上婚姻関係にある者、生計の支援を受けている者）の給与について、その額が高額と判断された部分が法人の費用として認められないという規定がある。これに倣い、制限の対象とする者は、役員のほか理事及び社員の特殊関係人を加えてはどうか。 ・また、対象は人件費に限らず、フリンジ・ベネフィット（役員・従業員への給与以外の経済的利益）のように間接的に利益分配が行われているものも、判断の対象としてはどうか。	<指導監督基準> 常勤理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする		役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1／3以下。		理事(trustee)は原則その地位により報酬を得ないこと（弁護士、会計士等の専門職の場合、伝統的に認めている）。		非営利の定義の中に、理事が無報酬であることが含まれる。社団については、理事のうち2人以上が報酬をもらっている場合は課税対象となる。	・有能な役員を高報酬で採用することは、法人の公益活動遂行上有効とも考えられる。
理事構成の制限	・理事のうち、同一の親族、所管する官庁の出身者、特定の企業の関係者が理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、特定の団体等の利益のために行われる恐れがあるのではないか。また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合、社会全般の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなる恐れがあるのではないか。 ・とすれば、同一の親族、特定の企業の関係者、同一の業界の関係者の役員に占める割合を制限する基準としてはどうか。	<指導監督基準> 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は1／3以下。また、同一の業界の関係者が占める割合は、1／2以下。	運営組織に関して、次のいずれの割合も1／3以下であること。 ・親族等て構成するグループの人数/役員又は社員の数。 ・特定の法人等の役員又は使用人で構成するグループの人数/役員又は社員の数。	<NPO法> それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上含まれないこと、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の1／3以下であること(21)。	<加州非営利法人法> ・理事会は49％以内なら利害関係人（過去12ヶ月間法人から報酬を得た者（理事は除く）、親族）で構成できる。	構成員が少なくとも3人以上であることを推奨。			・実績（ex,事業活動の1／2以上が会員等に対する資産譲渡や会員を対象とした活動でないこと）でみれば十分ではないか。

注）公益性判断された法人へのガバナンス・ディスクロに係る追加的要件は別途検討する。

いわゆる業界団体や互助・共済団体について

＜意見募集で寄せられたご意見＞

- ・業界団体イコール中間法人と固定的に捉えられがちだが、その活動は、社会全体の利益或いは国民多数の利益を追求することによって、業界の健全な発達や業界に対する信頼性の維持を図ろうとするものであることを考慮し、公益性の認定に際して、一律に除外されることがないように仕組みを検討すべき。
- ・業界団体である公益法人については、業界の健全な発展を始め、環境対策・防災対策等、広く公共の福祉の増進に寄与してきている。幅広く公益事業を行っている公益法人については、引き続き「公益」法人として社会的に認知し、評価すべきであり、パターン②が適切である。

＜基本的考え方＞

- いわゆる業界団体や互助・共済団体という曖昧な種類毎ではなく、個々に公益性判断基準に合致するか否かで判断すべきではないか。

＜論点＞

- 当該法人の活動による効果が構成員等の受益者にとどまらず、一般社会に波及することをもって公益性があると考えられるか。
- 少なくとも、構成員が特定業界、企業等に限定されており、かつ効果が構成員等の受益者にとどまるものは公益性があるとは考えられないのではないか。
- 例えば次のような事業を行うことを主たる目的とする法人についてはどうか。

・調査・研究・推進・指導

具体例

- ・生産技術の開発研究等技術の向上進歩発展や機能の向上
- ・業界に関する調査、研究、統計及び知識の普及
- ・製品の規格基準の策定及び普及
- ・公害防止に関する研究指導
- ・生産、貿易及び消費に関する調査
- ・構造改善等合理化、経営の合理化

- ・団体としての意見の公表又は国会及び行政庁に対する申し出
- ・行政庁からの通知の伝達その他行政庁が行う法規の施行上の措置に対する協力
- ・会員相互の親睦と融和
- ・会員会社の現・退職者及び遺族に対する災害見舞金の給付事業
- ・会員会社の現職者の遺児に対する育英資金の貸付事業
- ・会員会社の退職者に対する退職給付金の給付事業

公益性判断について寄せられた意見

項目	意見
公益の定義・概念について	・公益の概念は「私的利益に属しないもの」というしかないのでは。 ・NPO法や「指導監督基準」にある「不特定多数の利益の増進又は実現」が判断の分かれ目になると思うが、「国民の」という意味ではなく、「一つの分野の不特定多数」であっても公益性があるというべき。
基準の形式・定め方について	・公益性の判断基準は、客観性が重要で国民が納得できるものにすべき。 ・公益性の認定は、「公益性」の要件を法律に書き込むことによって解決する。公益性の認定は客観的な基準で判断できるようにする。 ・公益の定義について現行民法の絞りでは弱い。更に詳細に列挙する（法技術的には諸税法のように列挙表を別表とする）ことも考えられる。 ・立法論としては、NPO法のように限定列挙する方法もあるが、ネガティブリストの形で定める形式も十分可能。 ・公益的な活動は多種多様であり、一律には論じられないので活動分野別に論じる必要がある。 ・「不特定多数の者の利益を図ること」を定款に定めただけで、非営利公益法人とするのはあまりにも容易、もっと具体的要件を定めるべき。 ・基準は行政の代表に民間の公益法人の関係者や有識者等を加えて作成するのが望ましい。 ・公益の具体的内容とその重要度合いは、社会の変化により変化していくものであるので、公益の概念を固定することは、変化に対応できない硬直的な制度を作ってしまうことになる。NPO法のように例示して規定する場合でも、弾力的に追加（削除）できるよう告示とするのが良い。 ・公益については、なるべく広範囲に考えるべきである。公益の概念は時代とともに変化していものであるので弾力的に対応できる仕組みが必要。
基準の内容について	・「非営利公益法人（仮称）」は、以下のすべての要件を充たすものとすべき。 ①営利ではなく公益を目的として事業・活動を行うことが定款等に規定されていること。 ②当該法人の目的が特定の政治又は宗教活動を行うものでないこと。 ③報酬を受ける役員の数が役員総数の一定割合以下であること。

基準の内容について	④法人の解散時等において、残余財産を構成員に分配せず、同種の目的を持った公益法人等に寄附する旨が定款等に規定されていること。 ・公益性の観点・基準として次のような事項がある。 ①行政効率向上のための行政支援 ②民間企業の非代替性 ③特定企業の独占回避 ④学識経験者の活用等合議を要する業務 ⑤資格試験制度・技術開発認定制度の実施業務 ⑥民間技術開発調査等への助成 ・公益性の認定基準は、例えば、活動実績が一定期間以上あること、運営及び財務状況に関する情報開示が適切に行われていること等の枠組みに基づき地域の実情に合わせて設定。 ・当然のことながら、今回の法改正のきっかけとなった問題公益法人（行政委託型公益法人、実質的な営利法人、業界団体や同門会のような公益性の薄い団体、等）が排除される基準にすべき。
実績評価について	・公益性の認証は実績主義とし、任意団体の期間も含めるべき。また、定期的に再審査（例えば5年ごと）を実施すべきであり・既存公益法人も再審査の対象として処理。 ・主務官庁の自由裁量による不透明な判断を排するため、明確で客観的な基準が定められるべきであるが、その判断は、画一的・皮相的なものになってはならない。環境問題、地域の活性化への貢献等の現代における「公益事業」の多様性を理解した上、具体的な事業の内容、活動実態を検証し、実質的に判断されるべき。 ・新しく公益活動を開始しようとする者に一定期間の不利益を強要する必要はなく、そもそも活動実績で判断する際に行政庁の恣意性が入りやすいため、活動実績による公益性判断という考え方には反対。 ・一定の期間の活動実績で判断し認証するのは、法人設立の簡便性の観点に反するし、先駆的なNPO法人の公益性が認められないことになりナンセンス。 ・定款で定めた公益要件のうち、「不特定多数の者の利益を図ること」の判断に当たっては、客観的基準を設けるべきであるが、非現実的な定量的基準を設けるべきではない。特に「パブリックサポートテスト（総収入金額に占める寄附均等の割合）」により、公益性を一律に判断することは反対。